**町民税・県民税(家屋敷課税)について**

地方税法第294条第1項第2号では町外に居住し、町内に事務所、事業所または家屋敷をお持ちの方に町民税県民税の均等割りを課する家屋敷課税が定められています。

　家屋敷が老朽化等により固定資産税の課税要件を満たさないまたは、佐用町に住民票を有する個人が居住・使用している、佐用町に設立の届出をしている法人が使用している等の理由がある場合は「課税対象外であることの申立書」の提出により課税の対象外となる場合がありますので、別紙「町民税・県民税(家屋敷課税)課税対象外であることの申立書」を提出してください。ただし老朽化等により固定資産税の課税要件を満たさないという理由で対象外となった場合は、翌年度以降の固定資産税(土地)の税額が大きく増額になる場合があります。詳しくは以下をご覧ください。

1. **家屋敷課税とは【課税根拠：地方税法第294条第1項第2号】**

佐用町内に事務所、事業所または家屋敷を所有し、佐用町内に住民登録がない方には、住民税(町民税・県民税)の均等割【年額4,800円（町民税3,000円・県民税1,800円）】がかかります。これを「家屋敷課税」といいます。※昨年度までは均等割に復興特別税が上乗せされていたため年額5,800円。

**②「課税対象外であることの申立書」の提出について**

以下の理由(1)～(4)のいずれかに当てはまる場合は申立書の提出により、課税対象外となる場合があります。

(1)住所地での住民税が非課税の方。

(2)対象の家屋敷を佐用町に住民票を有する個人が居住・使用している又は、佐用町に設立の届出をしている法人が使用している場合。

(3)廃業等の理由により事務所、事業所として利用していない。

(4)老朽化等により固定資産税の課税要件を満たさない場合。（固定資産税の課税要件とは、「外気遮断性」

「土地への定着性」「用途性」を指し、「要件を満たさない場合」とは屋根が大きく抜け落ちる、家屋が傾き倒壊の可能性がある、外壁が大きく崩れて穴が開いている等の状態を指します。）

申立書と合わせて「固定資産価格再調査申請書」を提出してください。佐用町が再調査を行い、申請内容が妥当と判断される場合、固定資産税の課税台帳から抹消し、町民税・県民税(家屋敷課税)も課税対象外とさせて頂きます。

**③固定資産税(土地)の税額が上がる場合があります**

居宅やアパートなど、人が居住するための家屋の敷地として使用されている土地（住宅用地）については、特例措置があり税金が軽減されています。

②(3)の再調査により、建物が固定資産税の対象外となった場合は住宅用地では無いと判断され、上記の特例措置が無くなり、翌年度からの固定資産税(土地)の税額が大きく増額になる場合があります。

**【重要】令和４年度より、町民税・県民税（家屋敷課税）の課税基準と固定資産税の課税基準を統一することになりました。固定資産税の課税要件を満たさない場合、申立書に加えて別紙「固定資産価格再調査申請書」を提出してください。**

**お問い合わせ**

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1　佐用町役場　税務課　町民税係

TEL：0790-82-0662　FAX:0790-82-0146